

五ヶ堰水利権争論、運用規則 (大月市史165)

一六五 五ヶ堰用水の運用規則の請証文 明和九(一七七二)年

差上申一札之事

私共出入立会絵図面ヲ以被遂御吟味候処、訴訟方猿橋・戸野上式ヶ村は遙々水末ニて、用水香水共不足仕難儀仕候間、田高を以分水仕度旨申上、相手田野倉・大月・駒橋三ヶ村は、訴訟方用水不足之段相違も無之候得共、分水ニてハ割合相当難致候間、田高を以時刻番水ニ致シ、右割合之内少々宛銘々相減し、訴訟方へ余分之時割致し遣、香水も人別を以百人ニ付水幅壹寸宛相減し、夫だけ訴訟方へ遣可申候。若分水ニ相成候ハバ、字定極ノ駒橋村境迄新規ニ掘割被仰付候様致度旨申上候ニ付、一体一筋之用水路ヲ村々ニて銘々数ヶ所宛埋樋・掘割等を以引取候故、右埋樋・掘割等之溝筋末ニ至候てハ、何れも四方之耕地へ入交り、田方何程へ掛候溝筋迄難極、強て分水致しても向岸ヲ流候水は不益ニ落捨り、田高水幅相应之割合ニ難当、旁分水致度由訴訟方ノ申分御信用難成、相手方ニても字定極ノ駒橋村境迄掘割致度由申立候得共、新規之義是又難御取用、駒橋村只今迄香水幅、他村へ見合候得ハ格別広ク、右村ニ限り余分之香水可引取様無之、隣郷大月村割合之通可引取義ニ候。依之用水時刻並香水割合左之通被仰渡候。

用水時刻

一、田高四拾三石四斗五合

猿橋村

一、田高八拾五石三斗五升七合

戸野上村

右式ヶ村合田高百貳拾八石七斗六升貳合

此時割都合貳時半

但明ヶ七ツ時より
但朝五ツ時迄

夜老時
屋老時半

一、田高百五拾三石三斗

大月村

一、田高貳百五拾石四升九合

駒橋邑

右式ヶ村合田高四百三石三斗四升九合

此時割都合五時半

但朝五ツ半時ノ九ツ時迄
但夜四ツ時ノ八ツ時迄

屋貳時半
夜三時

一、田高貳百九拾七石

田野倉村

此時割都合四時

但屋八ツ時ノ七ツ時迄
但夜六ツ時ノ五ツ時迄

屋貳時
夜貳時

用水不用之節香水割合

一、人別七百三拾人

田野倉村

右香水樋三口

此水巾合三尺七分但深サは川底限り

一、人別五百三拾五人

大月邑

右香水樋貳口

此水幅壹尺八寸七分 右同新

一六五 三木確家文書二三

六(大月二丁目)

五ヶ堰は九鬼(都留市禾生町)からアツクメ(猿橋町)まで延べ八軒余にわたってひかれ、田野倉村・大月村・駒橋村・殿上村・猿橋村の五ヶ村を潤す大水脈であった。この文書は明和九(一七七二)年、五ヶ堰の用水の配分をめぐって起きた殿上村・猿橋村と他の三ヶ村との争論の結果、相互に取り決められた用水配分の規定を確認したものである。水は郡内地方の住民にとって耕作・生活の用水として重要であるばかりでなく、機業用水としても不可欠のものであった。まさに用水路は地域住民の生活と生産を基底で支える縁の下の力持ちであったのである。

五ヶ堰は「立野之文栄」の設計によって建設された、という記述が『殿居風土記』(参照史料一六四解説)にある。この人物はその系図(畠山正雄家文書)によれば承応三(一六五四)年に六十一歳で没している。もしこれらの記録を信じることでできるとするならば、五ヶ堰は十七世紀の前半、早くて鳥居氏支配の頃、遅くとも秋元氏支配の頃には建設され

一、人別四百老人

駒橋村

右香水樋式口

此水幅壹尺四寸

右同断

右之通相心得、相手三ヶ村埋樋・掘割等之溝口は、双方村役人立会板蓋をしつろい
鏡前を仕懸ケ、田野倉村用水可引取刻限之節は、右村水末にて用水堰留田野倉村計
へ引取、大月・駒橋式ヶ村用水可引取刻限之節ハ、水上田野倉村溝口不残板蓋にて
メ切鏡をおろし、鍵は大月・駒橋式ヶ村にて預り、用水路田野倉村之堰留ヲ大月・
駒橋式ヶ村へ計引取、猿橋・戸野上式ヶ村用水可引取刻限之節は、用水路駒橋村之
堰留を不残切流し、相手方三ヶ村之溝口不残板蓋にてメ切鏡をおろし、三ヶ村之鏡
ハ猿橋・戸野上村式ヶ村にて預り、猿橋村水末にて用水堰切猿橋邑・戸野上式ヶ村
へ計引取、勿論村々溝口板蓋をしつらひ並明ヶ定之節、其外用水路堰留又ハ切流之
節共、何レも双方村役人立合双方取計ひ、用水不用之節吞水之義も前書御割合之
也、相手方三ヶ村にて溝口を明ケ、其余之溝口ハ板蓋にてメ切鏡をおろし、鍵は猿
橋・戸野上式ヶ村にて預り、是又同様洩水無之様双方村役人立合可取計旨被仰渡奉
畏候。若相背候ハ、御料可被仰付候。仍御請証文差上申所如件。

真野惣十郎御代官所 甲州都留郡

訴訟方猿橋村

惣代年寄

伝右エ門[㊟]

明和九年辰九月廿日

同 戸野上村

同 年寄

弥惣次[㊟]

同 相手方田野倉村

惣代年寄

太郎兵衛[㊟]

同 大月邑

同 年寄

吉兵衛[㊟]

御奉行所

同 駒橋村

同 年寄

幸左エ門[㊟]

たと推定できる。この時期は全国的にみても急速に耕地の拡大した時であり、五ヶ堰の建設もその動向の一つと考えることができる。

用水の配分をめぐる問題は一つの用水路に頼っている村民・村々の間に深刻な対立をひき起こす。五ヶ堰の場合流末にある殿上村・猿橋村は常に水不足に悩まされたことがわかる。それが訴訟という形をとり、配分上の分水・番水という方式をうみ出した。

この文書の後書部分の、用水規定を厳密に守るためにわずらわしいほどの手続きを取りきめなければなかつたところに、問題の重大さがよく現われている。